

介護者手当

市では、介護が必要な人を在宅で介護している人に対して、その労 をねぎらうための『介護手当』を毎年7月1日と1月1日を基準日とし て支給しています。

平成19年7月1日の基準日に対象となると思われる人に、すでに 通知を出しましたので、手続きしてください。 7月に入っても通知が 来ない人は、ご連絡ください。

支給額 1回当り60,000円

支給対象 次の ~ のすべてにに該当する要 介護者と6カ月間以上同居し、生計を同じく している介護者

基準日の6カ月前より市内に在住している人 介護保険制度の要介護認定が、基準日前6カ 月間継続して要介護3~5に該当していると 認められた人や、それに相当する寝たきりや 認知症の人

入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準 日前6カ月の間に45日以下の人

申請場所 高齢者支援課(大仁庁舎)、市民部市 民サービス課(伊豆長岡庁舎) 韮山支所市民 サービス課

申請期間 7月2日(月)~20日(金) (土・日・祝日を除く8:30~17:15、木曜日 は19:00まで延長)

持ち物 印鑑・振込先の通帳(郵便局の通帳は 不可)・申請書(申請書の送付があった人のみ)



問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8011

らとなります 的に変ります(介護保険料として納めて

一日生まれ

人は前月分か

、よう自

分

から

一歳に

た日(誕生日の

高齢化の現状

平成19年6月1日現在の市 の人口は50 625人。うち65 歳以上の高齢者は、11 481 人 です。市の高齢化率は昨年の 20 8 %から 22 7 %と大幅に 上昇しています。また、60歳 以上の人になると、15 288人 におよび、人口全体の30.1% に達します。

2007年以降、『団塊の世代』 が続々と引退し、本格的な高 齢化社会を迎えつつあります。

納付月は四月・

中旬ごろに 一月・一月・二月です。 期分ずつお送り 納付書は各納付月 します。

普通徴 た人は年金天引きの手続きに 口座振替)の方法で納 め 通

をお知らせします。 五歳到達後に算定し、 りで保険料が計算されます。 除く)が年額十 にだきますが、 て特別徴収(年金天引き)の方法で 年度途中で六十五歳になっ 年度途中で六十五歳になら 八万円以上の 年金(老齢福祉年金を 保険料額や納付方法 た人は、 保険料は六十 人は原則とし めて 月割

65意以上の人の

介護保険料決定



平成19年度の、60歳以上の人の介護保険料が決定しました。 対象者には7月中に通知しますのでよろしくお願いします。

問合せ 国保年金課

平成 19 年度の介護保険料

17%17 干皮 27 11 限 体 15 17 1			つ	
	段階	保険料	対象となる人	いて
	第1段階	年額 20 400 円	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税世 帯非課税の人 生活保護受給者	は
	第2段階	年額 20 /400 円	本人の課税年金収入 + 合計所得金額が 80 万円以下で世帯全員が住民税非課税の人	七月十七日(火
	第3段階	年額 30 ,600 円	世帯全員が住民税非課税者で2段階に該当 しない人	火)に発送
	第4段階	年額 40 ,800 円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税の人	• 4空
	第5段階	年額 51 ,000 円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満の人	緩和措置対象者*
	第6段階	年額 61 ,200 円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	N 象者*

^{*}緩和措置対象者とは、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計 所得金額が125万円以下の人(税法上の経過措置対象者)のことです。

電話 055 948 2905

算定されます 皆さんの介護保険料の通知 人の前年の 十五 世帯の 通知します 決定した介護保険料を

帝の住民税課税状況と戚以上の人の介護保険 合計所得金額から

> と同じですが、 る予定です。 段階別年間保険料額は前年 が変わり

住民税課税状況 の合計 が変わり

人は年間保 額は前年度

平成 19 年度

34 200 円

34 200 円

37,100円

40 800円

40 800 円

44 400 円

47 300 円

緩和措置対象者 の平成19年度の介護保険料

険料額があがります。め、同じ保険料段階に該当する場合でも保め、同じ保険料段階にほ当する場合でも保がる人は、段階的に保険料を引き上げるた税制改正の影響を受けて保険料段階が上

年度の途中で

六十五歳になる場合

平成 19 年度の保険料段階 平成 18 年度 段階 税制改正がなかったとして算定 27 ,300 円 改正前の第1段階 緩和措置対象 改正前の第2段階 27,300円 第4段階 改正前の第3段階 33 ,800 円 30,600円 改正前の第1段階 改正前の第2段階 30,600円 緩和措置対象 第5段階 改正前の第3段階 37 ,500 円 改正前の第4段階 44,000円

2007 .7 .1 いずのくに